

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令  
規制の名称：水張検査を適用しない変更工事の範囲の拡大  
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室  
評価実施時期：令和元年6月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

石油等の危険物を大量に貯蔵する屋外タンク貯蔵所については、過去の流出事故等の教訓を踏まえ、工事の際に各種検査を行い、タンクの気密性や強度、溶接部等を確認することとされているが、現在の検査方法の中には、多くの時間や費用がかかるものもあり、このような検査項目については、安全を確保しつつ、高度化・合理化を進めることが求められている。

他方、近年ではシミュレーションや非破壊検査の技術が進展しており、屋外貯蔵タンクの検査に活用できる可能性のあるものも見られるところである。

水張検査は、消防法（昭和23年法律第186号）第11条の2に基づく完成検査前検査の一環として、工事後のタンクに実際に水を張ることにより、応力を加えて漏れ及び変形の有無を確認するとともに、基礎・地盤の不等沈下を確認するものであり、実際の使用環境を模してタンクの健全性を包括的に評価するものであるが、検査にあたっては、大量の水の使用、試験後の水処理、タンク清掃等に伴う事業者の負担が大きい。

そのため、現行の規制を継続した場合、技術的にはシミュレーション等の活用により合理化が可能な範囲についても、上述のような事業者への負担が維持されてしまうことが予測される。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

### 【課題及び課題発生の原因】

前述のとおり、水張検査については、大量の水の使用、試験後の水処理、タンク清掃等に伴う事業者の負担が大きいという課題がある。

### 【課題解決手段の検討】

上記課題を解決するため、検査基準を確保した上で合理化を図ることが求められる中において、前述のとおり近年のシミュレーションや非破壊検査の技術の進展により、屋外貯蔵タンクの検査に活用できる可能性のあるものも見られるところであることから、消防庁では、有識者等から構成される「屋外貯蔵タンクの検査技術の高度化に係る調査検討会」（座長 亀井浅道元横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター特任教授）において調査検討を行った。

その結果、溶接線の部分的な補修については、以下の要件をチェックし、漏れ及び変形のおそれがないことを確認することで、水張検査を代替することができるとする旨の報告書が取りまとめられた。

- ① 補修に用いる溶接の方法、補修した箇所の亀裂や漏れの有無等
- ② タンクの本体及び基礎の有害な変形の有無（一定以上の交番の変位、底部の不等沈下等）
- ③ タンクを危険物で満たした場合の応力の影響（シミュレーションによる評価）

上記報告書を踏まえ、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）に、屋外タンク貯蔵所の水張試験の特例について規定し、溶接線の部分的な補修については、漏れ及び変形のおそれがないことを確認することで、水張検査を代替することも可能とする。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

上記検討会での報告書において示された水張検査を代替することができるための3要件を満たしているか否かの確認作業に以下の費用が発生する。

- ・ 確認作業に係る費用：約150万円/基

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和後のモニタリング等については必要ないため、行政費用は特段発生しない。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本改正により、現行の水張検査において事業者が負担していた水張検査の実施に係る費用、水張検査に係る手数料が削減されるという効果がある。また、水張検査を代替することにより、工期を約1ヶ月短縮することができる。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

水張検査の実施に係る費用については、屋外タンク貯蔵所の規模により異なるが、10万キロリットルの屋外貯蔵タンクの場合、約1千万円である。

また、市町村長等に対する水張検査に係る手数料は、当該地方公共団体が地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に定める金額と同一の金額を条例で定めている場合、タンクの区分に応じて以下のとおりである。

- ① 容量1万リットル以下のタンク 6千円
- ② 容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク 1万円
- ③ 容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク 1万5千円
- ④ 容量200万リットルを超えるタンク 1万5千円に100万リットルまたは100万リットルに満たない端数を増すごとに4千4百円を加えた額

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

前述のとおり、本改正により、現行の水張検査において事業者が負担していた水張検査の実施に係る費用、水張検査に係る手数料が削減される。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響は特段生じない。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制緩和により、上記2で示したとおり、水張検査の代替のための要件を満たしているか否かの確認作業の費用が発生する一方で、上記3で示したとおり、現行規制において事業者が負担していた各種遵守費用の削減及び工期の短縮により、事業者の負担が大幅に低減されることが考えられる。

上記の費用と便益を比較した場合、規制緩和により得られる便益の方がより大きいと考えられるため、本規制緩和は妥当性があるものと言える。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

報告書において示された水張検査を代替することができるための3要件については、安全を確保しつつ検査の合理化を図るために必要最小限な項目であるため、代替案は存在しない。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

前述の「屋外貯蔵タンクの検査技術の高度化に係る調査検討会」で取りまとめられた報告書を踏まえ、屋外タンク貯蔵所の実態に即して、本件の改正を行うものである。

○屋外貯蔵タンクの検査技術の高度化に係る調査検討会

【[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/post-30.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-30.html)】

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

改正危規則等の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

水張検査の代替を実施した事業者について、要件の確認に要した費用負担、水張検査を代替したことにより得られた便益等を聞き取りにより把握する。